

## ◎議 事 日 程（第5号）

令和7年6月20日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 承認第1号 専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 承認第2号 専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第26号 愛西市税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第27号 愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第6 議案第28号 はしご自動車購入契約の締結について
- 日程第7 議案第29号 高規格救急自動車購入契約の締結について
- 日程第8 議案第31号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第32号 令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第33号 道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第11 議案第34号 道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の変更契約の締結について
- 日程第12 議案第35号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第36号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第14 諮問第1号 審査請求に関する諮問について
- 日程第15 決議案第1号 債券問題第三者調査検証委員会設置を求める決議
- 日程第16 委員会付託の省略について
- 日程第17 議案第35号 愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第36号 令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第19 諮問第1号 審査請求に関する諮問について
- 日程第20 選挙第4号 愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第21 決議案第1号 債券問題第三者調査検証委員会設置を求める決議
- 日程第22 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第23 議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

---

## ◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

◎出席議員（17名）

1番	馬 淵 紀 明 君	2番	佐 藤 旭 浩 君
3番	中 村 文 武 君	4番	河 合 克 平 君
5番	真 野 和 久 君	6番	永 田 千 佳 君
7番	吉 川 三 津 子 君	9番	鬼 頭 勝 治 君
10番	石 崎 誠 子 君	11番	角 田 龍 仁 君
12番	近 藤 武 君	13番	原 裕 司 君
14番	佐 藤 信 男 君	15番	杉 村 義 仁 君
16番	山 岡 幹 雄 君	17番	高 松 幸 雄 君
18番	竹 村 仁 司 君		

---

◎欠席議員（なし）

---

◎欠 番（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日 永 貴 章 君	副 市 長	清 水 栄 利 子 君
教 育 長	河 野 正 輝 君	総 務 部 長	井 戸 田 悦 孝 君
企画政策部長	西 川 稔 君	市民協働部長	山 岸 忠 則 君
教 育 部 長	佐 藤 博 之 君	保険福祉部長	田 口 貴 敏 君
健康子ども部長	人 見 英 樹 君	産業建設部長	宮 川 昌 和 君
上下水道部長	山 田 英 穂 君	消 防 長	伊 藤 政 儀 君
総 務 課 長	伊 藤 靖 幸 君	学校教育課長	伊 藤 光 君
会計室室長補佐	伊 藤 栄 二 君		

---

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	鷲 尾 和 彦	議 事 課 長	長 谷 川 努
書 記	村 瀬 俊 彦	書 記	秋 田 郁 哉

---

午前9時30分 開議

○議長（近藤 武君）

おはようございます。

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

追加議案について議会運営委員会で協議がされましたので、議会運営委員長より報告をしていただきます。

○議会運営委員長（佐藤信男君）

議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月13日に開催いたしました議会運営委員会において、議案第35号、議案第36号及び諮問第1号を上程し、また本日開会前に追加議案として決議案第1号が提出されましたので、議会運営委員会を開催し御協議いただきました結果、本日御審議願うことに決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

ただいま議会運営委員長から報告がありました議案を追加いたしました。

本日の議事日程は配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・常任委員長報告（委員長報告・質疑）

○議長（近藤 武君）

日程第1・常任委員長報告を行います。

各常任委員会へ付託しました議案等につきまして、それぞれ御審査をいただきましたので、会議規則第38条第1項の規定に基づき、審査の経過並びに結果について御報告をお願いいたします。

最初に、総務文教委員長、報告をお願いいたします。

○総務文教委員長（山岡幹雄君）

総務文教委員会委員長報告をさせていただきます。

総務文教委員会は、6月12日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付してございます。

承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）については、主な質疑で、マイナ免許証が新たに条例として入ってきているが、マイナンバーカードと運転免許証との2枚持ちをしない場合で、マイナンバーカードの期限が切れてしまった場合や紛失をしてしまった場合、カードの再発行までに日数がかかる。また運転免許証については警察署に行って再発行してもらう必要があるが、その対応についてはどうするのかとの質問に対し、1枚持ちにしていた場合は、再発行されるまでの期間、運転免許証の情報の確認ができないという答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、承認第1号については賛成多数で原案のとおり承認されました。

議案第26号：愛西市税条例の一部改正については、主な質疑で、公示送達の方法の変更としてホームページ掲載をするとあるが、現在市役所に設置されている掲示板については残していくのか、また電子情報とすることによる個人情報への配慮については、市とか国などで何か議論されているのかとの質問に対し、現在設置されている掲示板については残る、また公示送達については、納税通知書を例に挙げると、公示する事項については、送達を受ける者の名前、送達すべき書類の名称、いつでも交付できますという3点の情報と決まっており、住所や税額等については公示されないため、個人情報の満載であるわけではないと解しているという答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第26号については賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託を受けました部分については、主な質疑で、キャリアスクールプロジェクト事業委託金について、今回なぜ永和小学校が選ばれたのかとの質問に対し、過去の実績などを考慮して愛知県教育委員会が自治体を指定した。県内で40校が選定されており、愛西市では永和小学校が選ばれたという答弁でした。

また、全国瞬時警報システムについて、今回機器の更新という形であり、財源が緊急防災・減災事業債が対象となっているが、同事業債で行わねばならない他の事業を削らなければならないといったことにはなっていないかとの質問に対し、Jアラートとは別々で考えているため影響はないという答弁でした。

また、総合斎苑圧密沈下対策改修事業については、どのような地方債で行い、パーセンテージはどれだけか、また対象となる補助金はなかったのかとの質問に対して、公共施設等適正管理推進事業債を予定しており、充当率90%、交付税措置は30%から50%の範囲で内容によって精査される、対象となる補助金についてはないという答弁でした。

質疑の後、反対討論があり、採決の結果、議案第31号については賛成多数で原案のとおり可決されました。

次に、陳情第7号：住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情のほか2件を議題とし、それぞれ委員による意見交換の後、採決に入りました。

採決の結果、陳情第7号から第8号及び陳情第11号は、いずれも賛成少数で不採択と決まりました。

以上、総務文教委員会の委員長報告を終わります。

#### ○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

次に、建設福祉委員長、報告をお願いいたします。

#### ○建設福祉委員長（馬淵紀明君）

令和7年6月定例会建設福祉委員会委員長報告を行いたいと思います。

建設福祉委員会は、6月13日午前9時30分から開催し、当委員会に付託されました案件を慎重に御審査いただきました。お手元に委員会審査報告書の写しを配付していただいております。

承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、承認第2号は賛成多数で承認されました。

議案第27号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑もなく、採決の結果、議案第27号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第28号：はしご自動車購入契約の締結については、質疑の後、賛成討論があり、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第29号：高規格救急自動車購入契約の締結については、主な質疑で、更新計画はどのようになっている、更新の時期が来たら必ず買い換えるのか。また10年で救急車は買い換えるという理解でよいのかの質問に対し、更新計画では救急車は10年となっている。時期が来たら更新を考えている。更新時に検討するが、使える状態であれば使うし、他の車両との均衡、財政状況等を総合的に判断して更新するとの答弁でした。

質疑の後、賛成・反対討論はなく、採決の結果、議案第29号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会に付託を受けた部分については、主な質疑で、3款民生費、通院支援事業では、78万円の金額の内訳はの質問に対して、車両、携帯電話のリース料が28万3,000円、燃料費が4万6,000円、保険料が4万1,000円、利用調整に係る人件費が35万8,000円、事務費等が7万4,000円との答弁。

また、今回の予算は何か月分なのか、来年1年間お願いすると幾らになるかの質問に対しては、今年度は8か月分、来年度については12か月分かかるので、令和8年度はこれまでの事業の内容のまま進むということであれば、120万円ほどを予定しているとの答弁でした。

4款衛生費、施設整備費のLED化工事では地方債が入っているが、何の地方債かの質問に対し、脱炭素化推進事業債を予定しているとの答弁でした。

その脱炭素化推進事業債の交付税措置はどのくらいかの質問に対しては、対象事業費の90%を借入れ可能で、交付税措置については財政力指数に応じてだが、最大50%まで措置されると確認しているとの答弁でありました。

6款農林水産業費、産地パワーアップ事業費、農産物輸出支援事業は、長期目標、長期計画等に含まれているものなのかの質問に対し、特に含まれていないとの答弁でした。

質疑の後、反対討論、賛成討論それぞれあり、採決の結果、議案第31号のうち、当委員会に付託を受けた部分については賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第32号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、質疑もなく、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案のとおり可決されました。

議案第33号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結については、主な質疑で、この変更契約は、当初の地盤沈下で土が足りなくなるという指摘によるものか、また今後も地盤沈下があり工事も発生する見通しの契約なのかとの質問に対し、実際の工事を行った現状に対する補填工事であり、受注者が引渡しまで可能な限り補填をする。沈下は3年から5年で止まるとされており、沈下状況を見て市で検討していくとの答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第33号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

議案第34号：道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の変更契約の締結について、主な質疑では、フードコート棟の仕様変更について、当初に区切ることができたにもかかわらず今回仕様変更したのはなぜか。また、テナント数が減った場合の指定管理者との費用分担はどの質問に対して、テナントの事業者数が決定しておらず、事業者数が確定したことによって区画壁を設置するものである。テナントの数は3店舗であり、公募で集まらない場合は指定管理者の直営となる。光熱水費についても指定管理者が負担することになるとの答弁でした。

質疑の後、反対討論がありましたが、採決の結果、議案第34号は賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、建設福祉委員会の委員長報告を終わります。

○議長（近藤 武君）

それでは、委員長報告に対する質疑があればどうぞ。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

以上をもちまして、常任委員長報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・承認第1号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第2・承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、承認第1号：専決処分事項の承認について（愛西市税条例の一部を改正する条例）について反対討論を行います。

今回2点ほど課題がありますけれども、1点目の原動機付自転車の区分変更については問題なく賛成とします。しかし、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証に関しては、特にマイナ免許証に一本化で統一した場合、有効期限や免許の種類などが券面に情報の記載が

ないため分かりにくい状況にあります。特にその場合は、確認のためにマイナポータルなどにつながりが必要があり、万一災害時などでネットにつながらない場合など確認できないというような事態も起きかねません。また、マイナカードと免許証の有効期限が異なることで対応が非常に面倒になる。さらには、マイナカードを紛失した場合などに即座に再発行ができないため、運転をする場合に大きな支障が出るなどやはり問題があり、この点については反対といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、承認第1号を採決いたします。

承認第1号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第1号は承認することに決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・承認第2号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第3・承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、承認第2号：専決処分事項の承認について（愛西市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、反対の立場で討論いたします。

日本の自治制度について採用されている二代表制は、地方自治の公正、適切かつ円滑な運営のために、それぞれの住民の直接選挙で選出された首長と議会が相互に牽制し、均衡を図るという内容が二代表制の基になっています。地方自治法によると、平成18年度の改正で、議会を招集するいとまがないと認められるときという内容から、より一層、長の権限を制限するというのも合わせて、議会の議決する事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときというふうにされました。

質疑の中で、専決をしている自治体については半分ぐらいというふうにそのことが分かってきたのと合わせて、7月の本算定をする中で、6月の議会の上程でも十分に時間的な余裕があるのではないかとということも考えております。また、特に市民の財産に関わる条例の変更については、議会の議決をしっかりと行うべきであるし、臨時議会を行う等も合わせて対応すべきであるというふうに考え、この承認については反対とさせていただきますが、現在の国保税については、国の財政措置が大幅に削られ、また県からも削られる中で、国民健康保険税の矛盾

がさらに拡大をしています。昨年の12月には、国民健康保険税の値上げの条例が可決され、また令和7年度から国民健康保険税が値上げがされているところではありますが、特に国民健康保険税については、10%を超える大幅な値上げがされているため、最高の国保税の負担者になる収入については、下がるという逆転状況が出ているのが大きな矛盾でもあります。

今回は1,000万円ほどで最高になると、昨年は1,300万円最高になるという話もありましたが、そういった点では、今回の国民健康保険税の値上げというのがこういったところにも大きく影響があるんだなということを感じておるところではありますが、この国民健康保険税の税条例については非常に矛盾があるというところがなくなっています。また、協会けんぽと言われる社会保険では、給与収入が1,000万円の年間負担については57万8,676円となり、国民健康保険の109万円からすると半額ほどの負担となっているのもまた問題であります。

国の財政措置と合わせて県へも財政措置を求めて、一般会計からも繰入れを行い、そして負担が軽減される、そういう税条例が必要であります。負担の軽減をしっかりと行っていくということが必要であり、この国民健康保険税条例の一部を改正する条例については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、承認第2号を採決いたします。

承認第2号を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、承認第2号は承認することに決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・議案第26号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第4・議案第26号：愛西市税条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、反対討論の発言を許します。

5番・真野和久議員、どうぞ。

○5番（真野和久君）

それでは、議案第26号：愛西市税条例の一部改正について反対討論を行います。

今回の国のほうの地方税法の改正についてでいいますと、住民税に関しては、基礎控除などの拡大が一部の人たちにとどまってしまうことや、また企業納税、ふるさと納税の継続もあって、その点について非常に大きな問題があると思われまます。本条例に関しては、個人市民税の特定親族特別控除についてになってくるわけではありますが、19歳から23歳の大学生の時代において、扶養親族の個人住民税から45万円の控除をアルバイト分収入103万円以下から123万円以

下まで拡大する特別控除と、さらに123万円から188万円まで控除を拡大する特定親族特別控除の2つが今回入ってくるわけであります。

しかし、この控除の拡大に関しては、一見アルバイトを増やせて親の仕送りなどを減らしてよいように思われます。しかし、現在でも生活が大変の中で、アルバイトで学業が十分にできない状況があるような学生もかなりいるということがあります。アルバイトを増やすという道よりも、アルバイトをしなくても、学費や生活費の心配をしなくても勉強に専念できる環境をつくる必要であり、こうした十分に学生本来の在り方が崩されてしまうような状況をつくるべきではないと考え反対といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第26号を採決いたします。

議案第26号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第5・議案第27号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第5・議案第27号：愛西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第27号を採決いたします。

議案第27号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第28号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第6・議案第28号：はしご自動車購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

最初に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第28号：はしご自動車購入契約の締結について、賛成の立場で討論いたします。

質疑の中で、共同運用についてはまだまだたくさんの課題があるなということを感じた状況ではありますが、特にその中でも、最小回転半径が7.2メートルということで、それについて市内で15メートル以上の建物に向かえるかどうかということについては、本当に全てができるかどうかということについては疑問が残ったところでもあります。

今回実際にその建物も含む自主防災会で防災訓練を行っていただき、そしてそこに参加することによって、間違いなく現場に向かえるかどうかということがはっきりしてくるわけで、向かえなければどのような体制を行っていくかということの課題も明らかになるところでもあります。はしご車、多額な税金を使って購入をするものでありますので、そのはしご車によってしっかりと市民の命が守られる、そういう日常的な訓練を行っていただきたいということを求めて賛成といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第28号：はしご自動車購入契約の締結について討論を行います。

初めに、はしご自動車の購入予算は、令和7年度当初予算において賛成多数で可決しましたが、本議案の契約においては、皆様の御賛同をお願い申し上げたいと思います。

また、はしご自動車の津島市との共同購入については、運用を含め当局へ求めてきたところでございます。今後課題等も出てくるとは思いますが、合同訓練を重ね、さらなる消防力の向上と市民の命を守る消防行政にさせていただくことをお願いして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第28号を採決いたします。

議案第28号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第7・議案第29号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第7・議案第29号：高規格救急自動車購入契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、賛成討論の発言を許します。

1 番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1 番（馬淵紀明君）

議案第29号：高規格救急自動車購入契約の締結について討論を行います。

高規格救急自動車の車両整備は、市民の命を守るために必要と考えます。以前、本議会でも御指摘させていただきましたが、現場到着時間がかかるところ、また心肺停止や一分一秒を争う病気など救える命があるのではないかと思い、近隣自治体と連携し、直近の消防署から出動することによって早く到着できるよう求めてきたところでございます。今年4月から消防指令センター共同運用もあり、直近出動の運用も行われています。救える命が救えるのではとも思いますし、さらなる近隣自治体と連携し、市民の安心・安全の向上をお願いしたいと思います。

また、高規格救急自動車購入予算は、令和7年度当初予算において賛成多数での可決でした。本議案においては、市民の命を守るためにも皆様の御賛同をお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第29号を採決いたします。

議案第29号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第29号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・議案第31号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第8・議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論いたします。

帯状疱疹ワクチン、斎場の地盤沈下対策など重要な事業が含まれていることは重々承知しておりますが、道の駅事業が含まれておりますので反対といたします。総事業費は令和4年6月議会で36億円だったものが、物価高騰等で1年をたたないうちに令和5年3月に49億円となり、今回は50億円を超すことが明らかになりました。そして、今までの道の駅は収益で維持管理費が補填され、ほとんど市からの持ち出しはなく運営がされてきました。

しかし、この事業の事前の地域説明会では、収益が上がると説明していたにもかかわらず、

事業着手後、維持管理費が毎年1億円かかるといった、あまりにもずさんな計画となっています。債券含み損を出し、基金の現金化が困難なため、雨漏りする学校の改修ができない、学校統廃合が遅れるといった事態になっているのに、道の駅事業になぜこれほど市民の税を投入するのか納得がいきません。

次に、社会福祉協議会への補助金事業、通院支援事業について、これは反対ではありませんが、一言申し上げたいと思います。

愛西市は県から人口激減地域として指定され、交通アクセスについてのワーキンググループに所属し、アドバイスを受けています。巡回バスだけでなく、現在走っている福祉系サービスや市民のボランティア移送を縦割りではなく交通会議等で検討していくことになっていたのではないのでしょうか。しかし、そのような連携が取れていません。

また、県は、自家用車を使った有償旅客運送等の立ち上げ支援をするので、本市も検討を進めると私の3月の一般質問で市は答弁しました。しかし、横のつながりを持たず、今回のこの事業も決定しています。福祉有償運送の活動をしてくれる団体がないとの答弁もありましたが、働きかけたのでしょうか。立ち上げの工夫をされたのでしょうか。

現在、津島市と共同で海部西部圏域福祉有償運送運営協議会を設置しており、愛西市も福祉有償運送エリアになっており、社会福祉課が担当しています。市内交通システムの中心を担うべき総務課がこのような事業のことを把握していないことも大変問題です。市委託事業、運転ボランティア育成講座の講師は、現在、有償運送運転手育成団体が担っており、2日間の講座をすれば、福祉有償運送運転手を育成することができ、市民の活動も広がり、利便性も広がります。県が協力すると言っている事業でありながら、現状を把握せずそのままにしていることは大変問題です。合わせて検討が必要と考えます。

最後に申し上げます。現在市民による移送活動があります。進め方によっては、こうした活動を潰すことにもつながりますので、十分に連携を取りながら進めることが必要であること、そして市全体の移送手段を検討する交通会議を総務課が中心になって早急に設置し、道の駅事業等も見直しをしながら、市民の税金の使い道をしっかりと大切にしていきたいということで、反対討論といたします。以上です。

#### ○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場で討論をいたします。

内容については、総合斎苑の場内の沈下という内容では、以前より利用者の安全を考え、早急な改修を求めてきたところではありますが、やっと問題解決に進むということで評価をするところでもあります。また、永和中学校の体育館の老朽化による雨漏りが収まらず、授業に影響があり、避難所にもなるということを見ると、早急に対応していかなければならないということで、今回そのための計画をする予算が立てられたところでもあります。しかしながら、現在

においても改築か改修か決まっていない、今年1年でまた判断しますという内容である状況については残念でなりません。早急な改築を進めるべきではないか、そのように考えるところがあります。

基金の含み損が26億円もあるということが市の老朽化対策についても大きく影響しているのではないかと推察するところでもあります。永和体育館の老朽化対策が進むということでもありますが、しっかりと早急にさせていただくと同時に、今の生徒や今の市民に対する対応ということでも、しっかりと確認を行っていただきたいということを求める次第です。

様々な内容ではありますが、その中でも全国瞬時警報システム整備事業工事においては、全国のシステムが更新されるという中で、緊急防災事業債ということで100%地方交付税がされると言いながら、市がその起債を行わなければならない、そういう内容については賛成することができません。しっかりと緊急防災・減災事業債については、市民のために使うべきだということを申し添えたいと思います。

また、道の駅の事務所の移転費については、積算が非常にずさんであるということも質疑の中で分かりました。指定管理者と協議書もなく、なぜ市が負担しなければならないのかも疑問でもあります。今回の令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）については、道の駅周辺整備に係るその費用が計上されているという点でやはり賛成することはできませんので、反対とさせていただきます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

次に、賛成討論の発言を許します。

最初に、18番・竹村仁司議員、どうぞ。

**○18番（竹村仁司君）**

議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をします。

本市を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少、財政状況の厳しさなどが上げられます。また、地域間の競争激化や多様化する市民ニーズへの対応も課題となります。補正予算の主な事業内容として、民生費関係では、社会福祉総務費で障害者総合支援法改正に伴う障害者福祉システム改修委託料、老人福祉費で外出が困難な高齢者等の移動を支援するため、通院支援事業補助金を計上し、試行的に支援を行っていきます。

衛生費関係では、予防費で带状疱疹予防接種に係る健康管理システム改修委託料を計上し、環境衛生費では総合斎苑敷地内の圧水沈下に対し、ロータリー部分の改修工事を行うための管理委託料、工事請負費を計上しています。農林水産業関係では、農業振興費で産地の競争力向上のため、産地パワーアップ事業補助金を計上し、また愛西市産の農産物の販路拡大のため、海外へ輸出する取組を支援する農産物輸出支援事業費補助金を計上します。

このような予算計上から、本補正予算が市民の生活向上につながるものと認め、賛成といたします。

**○議長（近藤 武君）**

次に、14番・佐藤信男議員、どうぞ。

#### ○14番（佐藤信男君）

議案第31号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論します。

今回の補正額は1億1,322万2,000円であり、補正前の294億1,341万1,000円が補正後の295億2,663万3,000円の歳入歳出予算額であります。歳入内訳としましては、国県の補助金や委託金が2,455万6,000円、繰入金として財政調整基金が3,276万6,000円であります。残りは市債で5,590万円で、内訳がJアラートが350万円、佐屋保健センターLED化が1,730万円、総合斎苑の圧水沈下対策が3,510万円となっております。

今回の補正の歳入の内訳を簡単に表現しますと、今回の補正事業を進めるに当たって、補助金が22%、貯金の取崩しが29%、借金が49%となります。この場合、交付税措置は考慮しておりませんが、このようになります。今回の補正予算で現状を理解すれば、市の財政状況はよく分かると思います。

次に、歳出内訳ですが、総務費関係では、シティープロモーション費で市制施行20年を迎えた周年記念事業、川淵地域防災コミュニティセンターの利用者の安全を確保するための自動火災報知機設備修繕料、災害対策関連では、Jアラート更新のための工事請負費の計上、民生費関係では、障害者総合支援法改正に伴う障害者福祉システム改修委託料、老人福祉費では外出が困難な高齢者等への移動を支援するための通院支援事業補助金、また生活保護基準改定に伴う生活保護システム改修委託料を計上しております。

衛生費関係では、带状疱疹予防接種に係る健康管理システム改修委託料等、総合斎苑の敷地内の圧水沈下に対して、ロータリー部分の改修工事の管理委託料、工事請負費の計上、佐屋保健センターの照明器具LED化における管理委託料、工事請負費の計上、農林水産業関係では、産地の競争力向上のため産地パワーアップ事業補助金の計上、また愛西市産の農産物等の販路拡大のため、海外へ輸出する取組を支援する農産物輸出支援事業費補助金の計上、道の駅管理事務所の什器等の移設の事務所移転作業委託料の計上、教育費関係では、小学校におけるキャリアスクールプロジェクト事業の計上、永和中学校屋内運動場の雨漏りや天井部材の剥落などの抜本的な老朽化対策の手法を検討し進めるため、基本計画等策定業務委託料を計上、社会教育の関係では、部活動地域移行実証事業における委託料の計上をしました。

今回の補正予算は、今後も持続可能な自治体として、市の規模に見合った健全な行財政運営における補正予算であることを実感いたしました。財政基盤が弱い本市においては、国や県からの財政措置を活用し、市の実情を踏まえた市民ニーズに即したきめ細かい施策の展開であることも認識しました。

本市においては、予測を上回るスピードで人口減少が進み、少子高齢化が進展する中で、労働力や後継者不足に拍車がかかり、農業などの地域産業が衰退し、地方から都市部への人口流出などが進み、本市の税収が減少するだけでなく、活力とにぎわいが喪失するのではないかと懸念されます。現在の愛西市を直視すると不安要素は多々ありますが、現実の生活の足元を着

実に一步一步固め、堅実に進むべきだと考えております。今自分たちが住んでいるまちが便利で住みやすいまちでなければ、若い人たちはなかなか住んでもらえないと思います。今回は市の実情やニーズに合った補正予算であると思います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第31号を採決いたします。

議案第31号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第9・議案第32号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第9・議案第32号：令和7年度愛西市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、討論を行います。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第32号を採決いたします。

議案第32号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・議案第33号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第10・議案第33号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

最初に、7番・吉川三津子議員、どうぞ。

○7番（吉川三津子君）

議案第33号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

先ほどの一般会計補正予算のほうでも道の駅の問題については触れさせていただきました。

総事業費が36億円から49億円、そして今回確実に50億円を超えるということが明らかになってきました。この間、費用削減の交渉や努力がされたのか、私は到底思えません。そして、維持管理費についても先ほど述べさせていただきました。事業が始まる前には利益が出る計画だと市民に説明しておきながら、これから毎年毎年毎年1億円の維持管理費がかかる。市民の福祉はどうするんだという思いでいっぱいあります。これは本当にあまりにもずさんな計画ではないか、それが私の思いであります。

そして、盛土のことは、昨年6月の変更契約のときに一生懸命勉強しながら指摘をさせていただきました。盛土をすれば沈下をするのは当たり前、何%かは予定以上の土を入れるのが当たり前、それが設計業者の常識であるということを私はいろんな方から学びました。そして、工事に着手する前に工業者が設計図をチェックするわけですが、設計ミスと言われるようなところも多々ありながら、総事業費を見直しせず、その後でまた補正予算を組むといった総事業費が膨らむことが分かりながらそれを見過ごして進めてきたことは、私は大変問題であろうというふうに思っています。

さらに、これからの沈下の問題であります。担当部長のほうからは、3年から5年で沈下は安定するだろうと、そんな答弁がありました。でも、一方、今回の一般会計補正予算の中で、斎場の沈下問題が出ております。これは施設が建ってから15年ぐらいたって、やっと沈下が落ち着いたから工事をしますというのが今回の計画であります。そして、今までこの斎場の沈下問題に今回の予算を合わせて約6,500万円が導入されているんです。こうした問題が多い都市公園を道の駅とともに進めたことは大変問題であるという私の考えでございますので、この変更契約には反対といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第33号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結について、反対の立場で討論をいたします。

今回、この道の駅周辺工事については、50億7,800万円と事業費が大きく膨れ上がっているところであります。基本設計時は35億、詳細設計時は48億ということで、今回の設計によってさらに50億7,800万円と市民の負担は確実に増えているというのが私の認識であります。この増える状況については、当初の設計がずさんであったり、地盤の沈下や湧き水など、設計上の甘さも大きく露呈しているのではないのでしょうか。

基本パースやホームページなどではきれいな言葉やきれいな写真が並んでおりますが、その裏では工事費がどんどん拡大して市民の負担が増えている。この現状をしっかりと市民に市が説明をしていくことが必要ではないのでしょうか。また、議会に対しては、より詳細な当初設計との違いや増額変更の内容を分かる資料を提示していくことが必要ではないのでしょうか。

また、物価上昇や賃金の高騰による変更というのは、今後ないということを答弁の中では述べておられましたが、軟弱地盤の状況によってはさらなる工事の追加の可能性があるというこ

とも答弁でありました。大きな懸念であります。この道の駅周辺整備事業については、指定管理費用も毎年毎年1億円に近い費用が出ていくわけで、将来の市民の負担増となることは明らかであります。このような市民の一層の負担増となるその変更契約については反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第33号：道の駅周辺整備工事（東ゾーン）請負契約の変更契約の締結について討論を行います。

少々長くなるので御理解をお願いしたいと思います。

今議会において、私は道の駅周辺整備事業について一般質問を行わせていただきました。仮にこの工事を中止し、事業を凍結した場合、市にどのような影響を及ぼし、指定管理者にはどのような影響が生じるかの質問に対して、合併特例債においては、借入額の残高全額が繰上償還となり、全て一般財源で賄うことになる。交付税措置については減額となることや、工事関連費についても、工事受注者から市に損害賠償の請求が想定される。また、都市公園や既存フードコートなどが未完成の状態となり、以降の管理費等が課題となる。指定管理者への影響としては、出荷者が販路を失うことや従業員が雇用契約を解除されるなどの影響があると考えられる。また、市へは違約金等について協議することとなると答弁がありました。

この事業について反対や中止を求めている方々の理由は様々かと思いますが、仮に工事を中止し、事業を凍結した場合、答弁のような様々なリスク、課題が浮き彫りになりました。また、一般質問の中では、完成が遅れることはないとも答弁がありました。しかし、本議案が否決となれば、完成が遅れるなど、さらなるリスク過大など、大きな影響が考えられます。道の駅周辺整備工事は、今年度工事を終え、全面オープンは来年の4月頃の予定となっております。今後、変更工事等がないよう緊張感を持って事業を進めていただき、完成が遅れないことを切にお願いし、賛成討論とさせていただきます。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第33号を採決いたします。

議案第33号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・議案第34号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第11・議案第34号：道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の変更契約の締結についてを議題とし、討論を行います。

通告に従い、まず反対討論の発言を許します。

4番・河合克平議員、どうぞ。

○4番（河合克平君）

では、議案第34号：道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の変更契約の締結について、反対の立場で討論いたします。

議案第33号と同様に当初の設計がいかによさかであったのかということが分かってきました。当初の設計がしっかりとされていれば、より一層の減額になる状況ではなかったでしょうか。道の駅周辺整備については、多額な市民の負担増となる事業であるため、反対とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤 武君）

次に、賛成討論の発言を許します。

1番・馬淵紀明議員、どうぞ。

○1番（馬淵紀明君）

議案第34号：道の駅再整備工事（既存棟改修）請負契約の変更契約の締結について討論を行います。

議案第33号と同様に、この契約についても賛成の考えです。先ほど述べましたけれども、否決した場合のデメリット、課題というのが出てくるもので賛成の考えです。ただ、1つ要望しておきたいと思います。管理事務所の仕様変更が今契約ではあります。今回はストックヤード兼休憩室に変更の予定ですが、今回整備する道の駅施設で働かれる方やこの施設を利用する方が体調不良になった場合など、安全で安心な環境、また休養利用できる体制を要望しまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（近藤 武君）

他に御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

他に御意見もございませんので、これにて討論を終結いたします。

次に、議案第34号を採決いたします。

議案第34号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第12・議案第35号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第12・議案第35号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

**○総務部長（井戸田悦孝君）**

それでは、議案第35号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明いたします。

愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、改正する必要があるからでございます。

概要については、資料2で御説明いたしますので御覧ください。

改正の概要は、投票所の投票管理者等の報酬の額を改正するものでございます。

改正の理由は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が施行されたためでございます。

改正の内容ですが、投票所の投票管理者等の報酬の額をそれぞれの役職区分において、表のとおり現行の額から改正案の額へ引き上げるものです。

施行期日等は公布の日で、施行期日以後、その期日を公示され、または告示される選挙等から適用するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

**○議長（近藤 武君）**

次に、議案第35号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

**○7番（吉川三津子君）**

それでは、議案第35号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、少しお伺いをしたいと思います。

多分これは参議院議員選に備えての改正かと思うわけですが、この値上げ幅の積算根拠、国で決められているのか、市独自で決めているのか教えていただきたい。その影響額がどれぐらいになるのか教えていただきたい。この費用は全部国が負担するのか、財源についても教えていただきたいと思います。

そして、今の愛西市の状況で、こういった委員の方たちの平均年齢とか男女の比率等、ちょっとそちらについてもお聞かせをいただきたいと思います。

**○総務課長（伊藤靖幸君）**

まず値上げ幅の根拠と影響額、その財源は、平均男女の比率はということでお答えをさせていただきます。

積算根拠につきましては、法律の改正に基づいて国の基準額と同額とするものです。

影響額は、投開票日についての費用は約12万円、期日前投票所1か所1日当たり約4,000円の増額になります。

財源については、国や県が執行する選挙は交付金による財政措置となりますが、市が単独で行う選挙はありません。

平均年齢と男女比率につきましては、選挙に関するものにつきましてになりますけれども、全体で平均年齢68.2歳、男女比率については85人対34人となっております。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

真野和久議員。

**○5番（真野和久君）**

それでは質問したいと思います。

今、吉川議員のほうからもありましたけれども、国の法改正で今回報酬が引き上げられるわけですけれども、国のほうの言われたとおりに上げましたという話ですが、この法改正で今回報酬引上げが行われる理由というのはどうなのかについてまず教えてください。

それからあと、今回国会議員の選挙に際して報酬の改定がこうした形でされるわけですけれども、この報酬に関しては、確認ですけれども、いわゆる衆・参議院選挙以外の例えば市議会議員選挙等についても適用されるのかについてお尋ねをしたいと思います。

**○総務課長（伊藤靖幸君）**

まず法改正で報酬の引上げが行われた理由につきましては、国の通知からによりますと、物価の変動等を考慮し改正されたものでございます。

次に、国会議員の選挙以外にも報酬の改定は適用されるのかということにつきましては、市の条例改正となりますので、議会の議決をいただき、公布した以後の選挙に適用されます。以上です。

**○5番（真野和久君）**

今回、国政選挙以外についてもという話で、財政措置については吉川議員のほうからありましたので、それはそれでいいと思います。今回物価変動に基づいてこうした形で投票管理者、開票管理者、いわゆる管理者部分と立会人に関して報酬の引上げがされるわけですけれども、それ以外にも、この35号の条例の中では、様々な特別職の職員で非常勤のものが規定をされていますけれども、そうした方々の引上げについてはどのように考えられているのか、また今回の立会人等の引上げとのバランスについても市の見解を求めたいと思います。

**○総務課長（伊藤靖幸君）**

特別職で非常勤の者とほかの者とのバランスについての答弁になります。

それについては、それぞれの部署において検討されるものであると認識しております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第13・議案第36号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第13・議案第36号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、議案第36号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

この補正予算は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加交付の趣旨に鑑み、迅速に対応するための予算として編成をいたしました。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万6,000円を追加し、総額を295億2,783万9,000円とするものでございます。本日提出、市長名でございます。

歳入について、私から御説明いたします。

6ページ、7ページを御覧ください。

13款分担金及び負担金、2項負担金、4目教育費負担金で、学校給食費負担金を3,142万2,000円を減額計上いたしました。

また、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として2,571万3,000円を計上いたしました。

なお、19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金で、本補正予算の不足する財源といたしまして691万5,000円を計上しております。

歳入については以上でございます。

歳出については、教育部長より御説明申し上げます。以上でございます。

○教育部長（佐藤博之君）

私から教育部の所管に関するものについて御説明させていただきます。

補正予算書8ページ、9ページを御覧ください。

2款総務費、9項物価高騰対応重点支援費、1目市民生活応援費におきまして、学校給食費無償化等事業に伴い、補助期間に給食費相当額の支援金を支給するため120万6,000円を計上いたしました。

以上で、令和7年度一般会計補正予算（第3号）の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤 武君）

次に、議案第36号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

河合克平議員。

#### ○4番（河合克平君）

では、議案第36号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問をいたします。

まず、今回物価高騰支援臨時交付金が2,500万円ほど国から出るという状況の中で検討されて、物価高騰のためには学校教育費の無償化事業を延ばそうということでしたというふうには考えますが、この学校給食費の無償化事業について、愛西市立の中学校以外についての概算、人数や食数など分かれば教えてください。

また、給食費等支援金事業、これは愛西市立中学校以外のものについての支援事業について、どのような対象者になるのか教えていただきたい。どのくらい的人数があつてするかということについて教えてください。

また、申請方法について、どのような申請方法になるのか、また周知はどのようにしていくのかということです。先ほどの対象者については、何と何と何の対象者があつて、その対象者ごとに積算をされていると思いますが、それについての人数等について教えていただきたいと思ひます。

また、この資料の中で、小学校は290円、中学校は330円という学校給食を無償化しているという内容の一文がありましたので、290円の金額と330円の積算の根拠について教えてください。

今、今回物価高騰がされているという状況の中で支援金が出るわけで、実際学校給食の無償化事業ということを行っていくわけですが、物価高騰がしている中で、この290円、330円という金額の中でカロリーはどのような状況になっているのか、また栄養素はどのような状況になっているのか、それぞれちゃんと充足したメニューが行われているのかどうかについても併せて教えてください。よろしくお祈ひします。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

では、学校給食費無償化事業の積算、人数、食数について御答弁させていただきます。

小学校給食費無償化事業で2,672人、11万2,224食、給食費等支援金事業で90人、3,780食を見込んでおります。

続きまして、給食費等支援金事業の対象者の詳細、小・中学校ごとの積算、申請方法、周知についてですが、愛西市立小学校に就学し、給食の提供を受けない児童の保護者や愛西市立小・中学校以外の小・中学校に就学する児童・生徒の保護者を対象としています。積算は、小学校が290円、42食、25人分、中学校が330円、42食、65人分を見込んでいます。

既に申請書を提出していただければ、改めて申請書を提出していただく必要はございません。

周知方法につきましては、広報「あいさい」やホームページ、すぐーるなどを活用してまい

ります。

続きまして、支援金の積算根拠についてですが、1食当たりの給食費を基に積算しております。

続きまして、カロリー、栄養素に係る献立の内容についてですが、学校給食摂取基準に基づき献立を立てております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

では、若干再質問をしていきます。

学校給食の無償化事業については、小学生の人数分で食数をされているということでありましたが、学校給食費等支援事業については、42食等、積算をしているということが分かりましたが、そのことについてですけれども、対象者については、例えば市内の小・中学校にて給食の提供を受けない人の人数は何人くらいで積算をしているのか。また、愛西市の小学校、中学校に通っていない人の人数について、小学校は何人、中学生は何人ということまで含めて教えていただきたいと思いますが、再質問をよろしくお願いいたします。

あと、290円と330円の積算根拠については、1食当たりの部分でしましたと。それはルールとして決まっているんですが、積算の根拠ということですので、大体290円と大体330円にしておるんだわという話であればいいんですけれども、理由はないんでしょうけど、この290円と330円について、副食費がどのくらい、主食がどのくらいということも含めて積算をされているからこの金額になっているんだろなというふうに思うわけですが、その積算の根拠をしっかりと教えていただけますでしょうか、お願いいたします。

あと、物価高騰している中でカロリー、栄養素については摂取基準に基づいてしていますということですが、今年に入ってからこういう形で小学生に対して支援金をしてきたわけですが、小学生の保護者の方から、最近給食の量が減っておるんじゃないのということだとか、最近1品少なくなっておるんじゃないのみたいな話があったこともありますので、そういった点でカロリーは充足しているのか、また栄養素はしっかりと充足しているのかについて、併せて教えてもらえれば、この費用について、児童・生徒に対してしっかりと給食費が提供できているんだなということが分かりますので、そのことについても併せて教えていただけますでしょうか。よろしく申し上げます。

#### ○学校教育課長（伊藤 光君）

私からは、給食費等支援金事業の積算について御答弁いたします。

小学校の積算についてですが、25人分ですが、そのうちアレルギー、不登校が20人、愛西市立小学校以外の小学生が5人ということになっております。中学校につきましては、愛西市立中学校以外に通う生徒が65人という積算でございます。

#### ○教育部長（佐藤博之君）

まず290円、330円の根拠についてでございます。

今1食当たりの食材費を試算いたしますと、令和4年10月は290円、中学生としては330円という金額が出ておりましたが、今現状、令和7年3月ですと小学生が347円、中学生が395円と

いう状態でございます。その点を踏まえまして、290円、330円という形で、今現状、愛西市の給食費を保護者の方から負担していただいている金額について、支援金として設定をさせていただきました。

あとエネルギーに関して、今栄養素が足りているのかどうなのかということに関して御答弁させていただきます。

学校給食摂取基準につきましては、児童・生徒1人1回当たりの全国的な平均値を示すものであり、個々の児童・生徒の健康状態及び生活活動等の実施並びに地域の実情を十分配慮し、弾力的に適用するとされております。本市における小学生における栄養基準値におけるエネルギーにつきましては、充足値であります。令和6年度は92.9%、ちなみに令和2年度は90.5%、中学生においては令和6年度が90.6%、令和2年度は88.5%。物価高騰、人件費高騰の状態ではありますけれども、エネルギーの充足率についてはきちんと考慮をさせていただいた上で栄養教諭が献立を立てていると考えております。また、献立表と合わせて、おいしく満足できる安全な給食を児童・生徒に実感していただくために、盛りつけ図においても各クラスに配付をしている状況でございます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

議案第36号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について質問いたします。

含み損の問題があるので、今後議員としてしっかりと基金、そして歳計現金の状況を確認すべきということで、最初に1点質問させていただきます。

3ページの歳入、繰入金が269万2,814円になるわけですけれども、基金から歳計現金に取り崩したものであるのは、どのように管理されていたものを歳計現金のほうに移したのか、すぐに現金化が可能なものを移動したのか、その点について1点お伺いをしたいと思います。

今後流動性を鑑みて、取り崩す必要性が補正予算等に出てくるとは思いますが、今回取り崩した後、基金において流動性のある普通預金、定期預金、それから債券等は幾らになるのか、教えていただきたいと思います。

それから、7ページの歳入、学校給食費負担金でマイナスの金額のところでお聞きをしたいと思います。

視点といたしましては、独り親とか生活保護の子供たちは以前から無料だった。これを行うことによってメリットがない子供がいるわけですけれども、4月から10月まで小・中学生それぞれ1人当たり幾らの助成となるのか。4月から10月まで、小学生、中学生それぞれどれだけの補助、助成となるのか教えていただきたいと思います。

それから、生活保護、独り親の方たちはずっと給食費が無償でした。しかし、今回の改正があっても何らメリットが得られません。そういった方々の人数、小学生が何人いるのか、中学

生が何人いるのか教えていただきたいと思います。

○会計室室長補佐（伊藤栄二君）

私からは、基金から歳計現金に崩したものはどのように管理され、その上で現金化は可能かについて答弁させていただきます。

普通預金から歳計現金の通帳で管理されております。

続きまして、今後の流動性も鑑み、取り崩す必要があるということで、流動性のある普通預金、定期預金は幾らか、債券は幾らかについてでございますが、普通預金は約27億円、定期預金は約19億円、債券は額面金額、約126億円でございます。以上です。

○教育部長（佐藤博之君）

では、私からは、学校給食費の負担に係る4月から10月まで1人当たりの助成額について御答弁させていただきます。

小学校児童につきましては3万1,080円、中学校の生徒では3万5,520円となります。

続きまして、給食費に係る就学援助等の状況についてでございますが、1人が生活保護費から、234人が就学援助費から支払われております。

なお、234人につきましては、小学校児童の数になります。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

物価高騰で給食費を支援するんだということで、大変生活の厳しい子供たち、235名ですか、についてはこの恩恵がないわけですが、この方たちに対して何らか別の物価高に対しての応援事業があるのか。それはあるならば、概算として4月から10月まで幾らぐらいの支援がされていると考えているのか、教えていただきたいと思います。

○教育部長（佐藤博之君）

教育委員会として御答弁をさせていただきます。

他自治体では、就学援助に関しまして、経済的に困窮していると判断する基準として、同一生計世帯全員の国民年金保険料が全額免除されていることや国民健康保険税が減免されていること、児童扶養手当の支給を受けていることなどの要件を設けている自治体がある中において、本市ではそのような基準を設けず運用しているところでございます。教育委員会としては、新たに、要保護者、準要保護者に対して特段の助成制度等を考えているものはございません。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第14・諮問第1号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第14・諮問第1号：審査請求に関する諮問についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（井戸田悦孝君）

それでは、諮問第1号：審査請求に関する諮問について御説明いたします。

下水道事業受益者分担金決定処分に係る審査請求がありましたので、地方自治法第229条第2項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。本日提出、市長名でございます。

提案理由といたしまして、審査請求について諮問し、裁決をする必要があるからでございます。

1枚おめくりいただきますと、裁決書の案を添付しております。

内容については、審査請求は、受益者分担金の根拠となる特別な利益を受けているとは言えず、原処分は財産権の侵害であり不公平であると主張され、原処分の取消しを求め審査請求をされたものでございます。

本市といたしましては、公共下水道の設置は、その土地の資産価値の増加をもたらすなど、特別の個人的な利益を与えるものであり、区域内の土地を所有、または利用していない者が享受することができない利益であること、また地方自治法第224条を根拠とする条例に基づき、公共下水道事業により特別の利益を受ける者から事業費の一部につき分担金を賦課徴収することは合理的なものであることなどから、本件審査請求を棄却するものでございます。

簡単ではございますが、説明については以上でございます。

○議長（近藤 武君）

次に、諮問第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

諮問第1号：審査請求に関する諮問についてということで質疑をさせていただきます。

今回の内容については、下水道事業についての負担金、分担金の決定について不服があるということで審査請求を出されたところであります。その決定があったことに対してしっかりと確認をするためにも質問させていただきますが、令和5年8月4日に処分を行ったということでありますけれども、個人情報のこともありますので言える範囲でいいですけれども、原処分の詳細について改めて教えていただきたいと思っております。

さらに、この審査請求人については、原処分が行われる前に、しっかりと市から説明、そして質問、説明等を繰り返す中で周知がされていったというふうに考えますが、この処分が行われる前に行った説明、また書面での周知などの回数と内容について確認をさせてください。

また、原処分については、個人的な利益のためということがありますけれども、どのような受益者負担金について金額というのは計算がされるものなのか、詳細を教えてください。

また、周辺市町についての受益者負担金についてはどのようになっているのか、併せて教えてください。

また、そのほかの負担金について、この愛西市に住んでいらっしゃる方が下水道に関わる、またし尿排水に関わる処理について、負担金というのは一体幾らかかるのかということも合わせて考えたいので、農業集落排水等の負担金の金額や合併浄化槽の設置については大体幾らぐらいかかるのかということをお教えいただきたいと思っております。

最後に、今後こういった審査請求が出たことによって、市が説明が不足していたという反省に立っていくのかどうかということも併せて確認をしたいんですが、今後説明と周知についてはどのような改善を行っていくのかということについての市の考えをお伺いします。お願いします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

それでは、順次御答弁させていただきます。

最初に、原処分の詳細についてでございます。

愛西市下水道事業受益者負担金及び分担金条例施行規則第3条第1項に規定される下水道事業受益者申告書の提出を受け、令和5年8月4日に審査請求人に対し、下水道事業受益者分担金決定通知書及び同受益者分担金納付通知書を交付したものでございます。

続きまして、決定するまでに行った説明等についてでございます。

ほかの受益者と同様に、公共下水道事業受益者負担金等の説明会について案内文とパンフレット等の資料を送付し、令和5年2月26日に開催してございます。審査請求人は説明会に参加され、終了後に職員へ質問をされております。その後、原処分を行うまで問合せはございませんでした。

続きまして、市の受益者負担金の金額でございます。

1平方メートル当たり400円でございます。

なお、個人の専用住宅の場合のみ25万円の上限額が適用されます。

周辺市町の受益者負担金の額ということでございますが、近隣市町では1平方メートル当たり、津島市400円、稲沢市500円、弥富市、徴収なし、あま市270円、蟹江町300円、大治町270円となっております。

続きまして、農業集落排水の金額でございますが、加入分担金として30万円を徴収しております。ただし、公共ますの設置等の費用がその額を超えた場合は、その超えた額も加入分担金として徴収されます。

合併浄化槽の金額でございます。5人槽の設置費用として、平均85万円程度が見込まれます。

最後に、今後の説明と周知についてでございます。

毎年公共下水道事業の工事と受益者負担金等の説明会を開催し、説明会において丁寧な説明を心がけるとともに、窓口及び電話等の問合せの対応においても職員一同最善を尽くしております。以上でございます。

#### ○4番（河合克平君）

こちらの質問に対しての回答をいただきましてありがとうございます。

さらに質問をいたしますが、申告書の提出があったということでお話がありましたが、この

審査請求人は、何平米でというようなことでの申告書を提出されているということで、確認ですけれども、いいでしょうか。その申告書にはどういう意味があるのかなということも思うんですけれども、その申告書についての意味も併せて教えてください。

また、審査請求人は、説明会のときに様々な質問があったと、そういった方だったということでおっしゃっていらっしゃいましたが、それについて審査請求人からは特に問合せはなかったということですが、市からやはりそういう方であればしっかりと説明をしていただく、納得をしていただくということも必要であったかなというふうに思いますが、そういった市からの追加の説明は行ったのかどうか、併せて教えてください。

あと、受益者負担金についてですが、審査請求書の中には平等性をもってということも併せて書いてあると思うんですけれども、市町によって随分違うんだなということが分かったわけですが、弥富市はゼロ円でありますし、津島市は同額の400円、あま市は270円で、蟹江町は300円など、大治町は270円かな、ということでしたが、あと農業集落排水については、30万円を上限として、超えた分については支払いをすとかね。あと合併浄化槽の設置については5人槽で85万円ぐらい、これもかなりな高額かと思えますけれども、そういう中で排水の処理を行っていく中で環境がよくなっていくということが行われるために、公共下水ということも含めて排水処理をしていくということになっているわけですが、これについてどう均衡を保っていくかということは本当に必要なことだというふうに思いますが、均衡を保つことについてひとつ市の考えをお伺いしたいと思えます。

均衡を保てなければ、また同じような審査請求が出てくる可能性はあるわけで、均衡を保つための方法、公共下水、し尿処理計画によると、公共下水の範囲を減らして合併浄化槽の範囲を広げてもらうというようなそういう計画も今行われているわけですが、そういったことも含めて、本当に均衡を保っていくための市の努力というものは教えていただきたいというふうに考えます。

今後の説明については、市の職員が電話問合せ等でしっかりと行っていくということについてはしていただきましたが、問合せということだけではなくて、いただいただけでなくて、やはり市からアウトリーチで積極的に話をしていくということは、今、市として行っていくことを教育部などがやっておりますが、そういったこともしっかりと行っていく中で市民に説明をしていくということが必要かというふうに思いますが、アウトリーチなんかについての考えについて教えていただけますでしょうか、お願いします。

#### ○上下水道部長（山田英穂君）

まず1点目の申告書の提出でございます。

こちらのほうは、下水道のほうから各受益者の方に書類のほうを提出させていただきまして、2月辺りで説明会をし、4月以降に申告書を出していただくと。その中身を精査して現地確認等をいたしまして、正しいかどうか判断させていただいて、それによって決定通知を出させていただきます。

次、2点目、追加の説明があったかということでございますが、令和6年7月23日に口頭意

見陳述ということで開かせていただきまして、再度私のほうから審査請求人の方に下水道の必要性ということの説明させていただきました。

平等を保つ市の考えでございますが、こちらのほうは建設費の一部という形で受益者の方に負担をしていただいております。その後、宅内排水の工事のほうにも負担がかかっております。ただ、整備しても接続していただかなければ何の効果もございません。その内容は今後も説明会等を通して丁寧に説明させていただきたいと考えております。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

吉川三津子議員。

**○7番（吉川三津子君）**

それでは、諮問第1号：審査請求に関する諮問についてお伺いをしたいと思います。

合併浄化槽もかなり普及して、こういった問題というか、異議を唱える方が増えていることは重々承知しておりますので、その上で何点か質問をさせていただきたいと思います。答えられる範囲で結構ですので、よろしく願いいたします。

請求者についてですが、市街化区域に住んでいるのか、市街化調整区域に住んでいるのか、都市計画法上どんな用途の地域に住んでいらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

それから、合併浄化槽の設置済みの方なのか、その点についても教えていただきたいと思います。

それから、いろいろと説明会がされておりますが、かなり抽象的な説明では理解が得られないような状況になってきていると推測するわけですが、1ページ目の下から3段目のところに、市の見解として特別の私的な利益を与える、2ページ目の具体例として、公衆衛生の公衆が図られるとしていらっしゃいますが、今、合併浄化槽と性能的に変わらないというのが国の見解になっていますが、公的な評価データですね、合併浄化槽よりも下水道のほうは衛生上も優れているんだと、特に私的財産においてプラスになるんだというような公的な評価データがあれば教えていただきたいと思います。

それから、あと汚水と雨水を一緒に流すと水量が増えちゃうんだと。汚水を流さないことによって、結局は防災上の浸水から守るんだ、だから接続が必要なんだということも言っていると思うんですが、これも公的なデータがあるのか、どれぐらいの水量が減るのか、そういったことも具体的に市民の方に示さないとなかなか理解が得られないと思いますが、そういったデータがおありならばお示しをいただきたいと思います。

**○上下水道部長（山田英穂君）**

それでは、順次御答弁させていただきます。

最初に、審査請求人の土地でございますが、市街化調整区域に当たります。

続きまして、合併浄化槽設置済みかということですが、単独処理浄化槽が設置されております。

続きまして、合併処理浄化槽との比較でございますが、公的な評価についてデータのほうは把握しておりません。

最後に、汚水と雨水を一緒に流す場合の水量の比率ということでございますが、水量の比率は分かっておりません。また、浸水から守る公的データのほうも把握しておりません。以上でございます。

○7番（吉川三津子君）

そういったデータを示すということが今後必要であろうということを感じるわけですが、あと初歩的などところで大変申し訳ありませんが、今回この審査請求に対して議会のほうに諮問が求められているわけです。この地方自治法の229条の第2項の規定によりということになっておりますが、こういったものが市民から出たとき、こういったものを議会にかけるとか、かけなければならないのか、市として判断するのか、その辺についてちょっと教えていただきたいと思っております。

○総務部長（井戸田悦孝君）

すみません。今回の議案については、議会に意見を求めるべきだということで手続を踏んでおりますが、全体的にこういったものかということは今把握しておりませんので、御答弁を差し控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第15・決議案第1号（提案説明・質疑）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第15・決議案第1号：債券問題第三者調査検証委員会設置を求める決議を議題といたします。

決議提案者、吉川三津子議員に本件について趣旨説明を求めます。

○7番（吉川三津子君）

それでは、皆さん、いろいろ資料のほうを御覧いただきたいと思います。

最初に、令和7年6月20日、愛西市議会議長・近藤武様ということで、私たち議員4名、吉川三津子、角田龍仁、河合克平、真野和久で、債券問題第三者調査検証委員会設置を求める決議についてという決議案を別紙のとおりつけて、愛西市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をさせていただきました。

そして、決議案のほうを御覧ください。

債券問題第三者調査検証委員会設置を求める決議（案）。

愛西市公金管理委員会は、令和7年3月31日付、「基金の管理・運用等に関する検証結果報告書」を作成し、5月7日、議員ボックスに取扱注意で配付された。この検証結果は、当事者

である公金委員会委員らが検証したものであり、客観性に欠けており、地方自治法及び決裁規程、証券会社選定等についての検証も十分にされていない。含み損問題を抱えた自治体では「第三者検証委員会」を設置し、また、含み損問題のない自治体でも債券運用の見直しが始まり、改革が始まっている。

また、公金委員自らが債券に対し知識が乏しいことを認めており、専門知識に欠けた組織で検証したのでは、正確な検証とは言えず、課題解決や今後の仕組みづくりに至ることは期待ができない。

よって、当議会は、确实、効率的に基金運用の実現のため、市長に対し債券問題第三者調査検証委員会の設置を強く求めます。以上、決議します。令和7年6月20日、愛西市議会という案を出させていただきました。

そして、この決議案の提案に至るまでに、私たちもいろいろ勉強しながらここにたどり着いたわけですが、私も他自治体で会計管理者をしていた方、そして金融会社で債券担当、市に対しての債券の売買をしていた方からの御意見をいただく機会に恵まれ、愛西市がいかに異常な状態で債券売買をしていたのか、そのことを知りました。このままではいけないと思い、4名で今回提案のほうをさせていただいております。

簡単ではないんですが、たくさん書いてしまいましたが、資料のほうを御覧ください。

提案の理由であります。

愛西市公金管理委員会による令和7年3月31日付、「基金の管理・運用等に関する検証結果報告書」は、当事者らが検証したものであり、客観性に欠けており、地方自治法及び決裁規程、証券会社選定等について検証が十分されていない。

委員らが債券に対し知識が乏しいことを認めており、専門知識に欠けた組織で検証したのでは、正確な検証とは言えず、課題解決や今後の仕組みづくりに至ることは期待できない。この部分についてはさきに述べさせていただいております。

この件について、一部課題を列記させていただきたいと思います。

議会の中で市側は、法違反はないからという答弁が繰り返されました。しかし、今回の問題は地方自治法違反であると私たちは思っています。

地方自治法第241条で基金について、2項に确实かつ効率的に運用をしなければならないと明記されているが、平成27年度から継続して超長期債券を多額に購入し続け、実際に既に損失が発生しており、運用体制自体が地方自治法違反に当たる。

また、公金委員会議事録によれば、令和3年頃から含み損及び基金取崩しの危機にさらされている自覚がありながら、対策に踏み切れていない。少子高齢化への施策、給食費の無償化、学校統廃合、学校老朽化、公共施設の廃止等など、多くの基金はいつ取崩しがあるか分からない状況でありながら、基金取崩し見通しが不十分なまま、含み損発生リスクのため、超長期債券への対策をしていない。こうした対策をしてこなかったことも、安全かつ確実な運用をしてこなかったことに該当する。

さらに、平成27年度から継続して超長期債券を多額に購入し続け、現金化するために実際に

既に損失が出ており、流動性に問題が出ている。今後、損失を最小限にして流動性を確保できる見通しが示されていない。

2番目の副市長の債券売買の決裁権、これは本当にあったのか、決裁をする権利があったのか、契約が無効になる可能性はないのかについてであります。

地方自治法第241条4項、5項で、基金の運用から生じる収益等は、会計年度の歳入歳出予算に計上し、市長は毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見をつけて決算時に議会に提出することになっている。監査委員会ではどのような報告がされていたかの確認も必要であります。

さらに、法241条7項では、基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入もしくは支出の手続、歳計現金の出納もしくは保管の例によるとされており、基金の歳入出は、歳計現金の出納等と同様に扱うこととされている。よって、愛西市決裁規程の第8条で、（副市長の専決事項）副市長の専決事項は次のとおりとするということで、別紙第1及び別紙第2に定める副市長の決裁区分に属する事項に関することに該当するというようになっております。

別紙第1の財務関係において、投資及び出資金の副市長の決裁は1,000万円までと定められていることから、数億円の債券への投資は副市長決裁では行えず、市長決裁が必要となる。また、この表から、副市長決裁の上限額は原則1,000万円までということも分かる。よって、今までの債券投資及び売却は無効となる可能性があり、予算決算を認めてきた議会にとっては重大な問題である。

また、仮にこの自治法・市決裁規程が適用にならないのであっても、歳計現金で副市長の決裁は1,000万円以下であることや自治法上の会計管理者の権限を鑑み、他市ではファクスなどで入札をかけ、債券売買情報を公開し、公平な状況で売買がされていることも申し添えます。

3番目に、公平性のある証券会社選択がされてきたのかという問題であります。

令和6年2月の検証のための公金委員会の議事録では、過去に遡ると、委員会を行う前に会計管理者と副市長で事前にある程度相談して決めた上で会議資料として示されると、実際何がよいか悪いかはなかなか素人のメンバーでは判断できないと委員が過去を振り返っています。こうした公金委員会で複数に存在する証券会社から公平に購入先を決定できていたのか、契約の公平性の視点からも検証をする必要があります。上記2で示したとおり、他の自治体では情報公開を徹底しているということで、こういった問題をクリアしている自治体もあることを申し添えさせていただきます。

4番目に、当事者である内部調査では不十分であることであります。

令和7年3月31日の検証結果では、令和7年2月6日からの公金会議でまとめたものだということが書かれております。

県下自治体の債券保有率の平均は、基金の10%上限としています。これは愛知県ですけれども、全国を調べても10%なんです、平均がね。かつ短期債券購入で運用している。5年を超すような長期のものを持つことはほとんどしないよというような回答がありました。

しかし、愛西市は上限を90%に設定し、かつ30年、40年の超長期債券まで購入するという異

常な運営がされてきたのが愛西市であります。愛西市公金委員会では、細則の改正を自ら副市長決裁で行い、上限を90%にまで押し上げる、そんな改正を自ら行い、さらに損失が出る債券があっても、他のものと組み合わせて損失になっていなければ売却していいんだと、そんなルールを設けたり、最後の最後には年間を通して赤字にならなければいいんだという、そんなところまで規則を変えながら超長期債券を保有する、そんなことをしてきております。

公金委員会委員は、自ら知識がなかったことも認めており、市長下でこうした内部調査がされるということは大変不十分であり、第三者による検証が必要だと考えております。地方自治法における基金における市長の責任は明白であります。基金の管理は市長がしなければなりません。市長の責任の下、第三者による検証を行った上で全容を明らかにし、新たな必要な法令整備を進めるべきと考え、本日提案をさせていただきます。以上です。ありがとうございました。

#### ○議長（近藤 武君）

ここで精読時間を設けるため、休憩を取らせていただきます。再開は11時40分といたします。

午前11時26分 休憩

午前11時40分 再開

#### ○議長（近藤 武君）

休憩を解きまして、会議を再開いたします。

次に、決議案第1号について質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

中村文武議員。

#### ○3番（中村文武君）

何点か分からないことがありましたので、教えていただきたいと思います。

まず資料の1ポツのところ、地方自治法違反であるというところの固まりで3つほど教えていただきたいと思います。

地方自治法の241条違反というふうに書いてあるように読めます。2項に、確実かつ効率的に運用しなければならないと明記されていると。これに違反しているのかなというふうに読み取れますが、国債であれば確実というような形にはなるかと思えます。効率的に運用しなければならないというふうなところで、効率的に運用するという定義をどのようにされていて、何が違反なのかということが少し分からなかったもので、教えていただきたいなと思えます。

その文章の次の文章で、運用体制自体が地方自治法違反に当たると書いてありますが、運用体制自体が地方自治法違反だということの意味が分からなかったもので、教えていただきたいなと思えます。

あと、この文章で平成27年度からのくだりのところで、実際に既に損失が発生しており、これも地方自治法違反に当たるというふうに読んでいるのかなというふうにも見えますが、そういうことも含めて地方自治法違反と読んでいるのかなというところで御解説いただければなと

いうふうに思います。

**○7番（吉川三津子君）**

それでは、お答えをいたしたいと思います。

地方自治法違反に関してですが、3点でしたかね、質問をいただきました。

これにつきましては、流動性、すぐに現金化ができるような運用をしなければならないという意味です、効率的にというのは。基金というのは、取崩しをして予算、決算のほうに入れたりとかしなければいけないわけですが、その流動性に欠けるという意味で違反であります。この流動性については、市の検証の結果のほうにも何度も何度も書かれており、流動性に欠けていたということは反省点の中で含まれております。ですから、効率的な運用がされていないということは、流動性のことに当たると私は認識しております。

全て御指摘のところについては、流動性、現金化がすぐにできないような運用をしていたということが問題だと認識しております。以上です。

**○3番（中村文武君）**

私の日本語力では、効率的と流動性は明らかに意味が違うと思っていまして、効率的というのはちょっと違う気がしますので、効率的と流動性がすごく違うので、地方自治法241条違反という文言がやはりこういうものであるのであれば、厳密に定義しないとイケないというふうに思っていまして、それであれば、2項に確実かつ流動性に担保して運用しなければならないと書いてあるはずで、効率的なという意味がやはり少し違うんではないかなというふうに考えております。

損失が発生しておりというところが答弁いただいていたので、流動性を確保するということと、損失が発生しており、地方自治法に違反というところが私の中では論理的につながらなかったのもので、そこの説明をもう一度答弁いただければと思います。

**○7番（吉川三津子君）**

すみません、答弁することに慣れておりませんので。損失が出たことがなぜ地方自治法違反なのかということでしょうか。

それは、市民の税金から損失を出しておりますので、有効かつ確実な運用をしなければならないわけですね。確実な運用をしていないから損失が出ておりますので、それは地方自治法違反に当たると認識しております。

もう一個何かありましたでしょうか。聞いてもよろしいでしょうか。それだけでよろしいですか。

**○議長（近藤 武君）**

質問が分からないということですね。

じゃあもう一度。

**○3番（中村文武君）**

効率的に運用しなければならないということと、やはり流動性の担保とは文言が違うので、流動性と効率性はやはり意味が違うので、2項違反というふうには捉えられないんじゃないか

なということですが、いかがでしょうか。

○7番（吉川三津子君）

私の答弁の仕方が悪かったかもしれませんが、流動性というのは、すぐに予算、決算のほうにお金を動かすことができるという確実のほうに当たるかもしれないですね。その認識でいかがでしょうか。

○議長（近藤 武君）

他に。

〔「議長」の声あり〕

原裕司議員。

○13番（原 裕司君）

それでは、先ほど今の効率的というのは、やっぱり資産を運用する場合に、当然のことながら利益の上がるような形で、一般的な会社と企業も含めてですけど、投資をするわけですね。当然のことながら、こういう公共機関、あるいは自治体等も株は買っちゃいかんと思うんですよ、安全性が損なわれるので。今現在、債券等も含めて、国債等の利回りのいい形で今までが利益を生んでいたというような形で運用されていたということなんですね。

それともう一つ、流動性という部分で、預金の中に普通預金、定期預金、債券と分かれておりまして、171億ほどをすぐに流動性という形で必要になるような、お金が要るのかということになってくると思うんですね。ですから、先ほど中村議員が言われていた確実というのは、やはり株式じゃないので損失はしないというふうに、公金委員会のほうも売却をしなければ損失は出ないですよ。なおかつ171億もすぐに流動性でお金が必要な事業をしなきゃいけないか。現に70%以上の債券があるというのは、ちょっと検討しなきゃいけない部分というのは理解をしておりますけれども、公金委員会のほうも50%以内に抑えてくださいねというような意見も出ておるようなんです。

そんな中で、今の話の効率的な運用をされておると私は理解をしておるので、その辺の認識は、私自身が勉強不足で分からないので、その流動性で現金にすぐしなきゃいけないからということで、確かに70%はクエスチョンが出てくる部分はあると思うんですけど、現に171億円もすぐ流動性でお金が必要だから問題ですよということを言われているのか、その辺を教えてくださいなと思います。

○7番（吉川三津子君）

ただいまの質問は、171億円を常に流動性のある状況に置いておくべきかという御質問かというふうに認識をいたしました。

それは、171億円がいつもいつも必要であるわけではありませんので、1年ごとに確実に現金化ができるような平準化をすべきということを申し上げております。今の状況であります、この10年間、本当に数億円しか現金化できないのが今の愛西市の基金の状況であります。とても確実な安全な状況にない状況であります。そもそもが超長期国債、債券を購入して、それが30年、40年も現金化できないような状況の管理の仕方をしてきたことが問題であり、そこをし

っかりとなぜこうなったかを検証すべきということで今回提案のほうをさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（近藤 武君）

原裕司議員、端的にできるだけお願いします。

○13番（原 裕司君）

今の現金化というのが定期預金と普通預金で約40億円ぐらいあるので、その40億円を取り崩す事業がすぐに必要なのかということなんです。171億というのは基金の中の問題であって、すぐに必要な部分は、45億円ほどの普通預金と定期預金で賄えるんじゃないですかという考えでおるんですが、その辺はいかがですか。

○7番（吉川三津子君）

既に今年度予算を組むに当たって債券を取り崩し、1,900万円の損失が出ております。今40億が必要かどうか、もう最大のことも考えなければなりません。急に学校の体育館の雨漏りの対応をしなければいけないかもしれません。そういったものに幾ら用意しておくべきかということが明らかでないまま基金の運用をしてきたことが問題なので、そういった様々な今までのことを検証し、よりよい愛西市の仕組みをつくっていただきたいということで今回提案をさせていただいております。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に質疑は。

〔「議長」の声あり〕

高松幸雄議員。

○17番（高松幸雄君）

それでは、私から1つだけお聞きしたいんですけど、今、吉川議員からありましたことで、基金は地方自治法、要はそれが効果的、流動性がなくては地方自治法違法であるという話が見解であったんですけども、そうすると、うちじゃなくても、ほかの自治体でも運用されているわけですよ、少しですけど。じゃあそれも違法になるのかなということがちょっと分からないので、教えていただきたいと思います。

○7番（吉川三津子君）

ほかの自治体でも債券を買っております。そういった場合は、大体5年以内、健全な運用をしているところは5年以内の債券購入が多いと聞いております。今でも債券の購入が少ないところであっても、今後改善をしていくということであります。どこもが効果的な運用をしていないのではないかとということですが、決して目標を決めたりとか、すぐに現金化ができるとか、そういう目標を持ってやっているところは、それなりに違反ではないというふうに思っています。

○17番（高松幸雄君）

吉川議員の見解は分かりましたけれども、5年以内ならいいというところも今ちょっと気になったんですけど、5年以内でも損失がある場合もあると僕は思うんですね。そうすると、長

期も5年も一緒だから、僕は吉川議員の意見はちょっとおかしいなというふうに思いましたので、その辺の見解をもう一回教えてください。

○7番（吉川三津子君）

その損失云々ということもありますが、30年、40年基金を現金化できないということも大変問題であります。

あと、それは損失が出ないように、やはり知識を持った人が関わるとか、それから素人でもそうした損失が出ないような仕組みを今苦労しているんな自治体がつくり上げようとしております。そういったために検証委員会を設置して、よりよい仕組みを愛西市につくっていただきたいという見解でおります。以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（近藤 武君）

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

回答というか答弁。

○議長（近藤 武君）

答弁側ですか。

○7番（吉川三津子君）

いいでしょう、同じ……。

○4番（河合克平君）

提案者だから。

○議長（近藤 武君）

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

債券の問題は今は2年でも損失あるんですよ、途中で売ったら。5年でも損失があるんですよ、途中で売ったら。債券で損失があるというのは、今みたいな国債がどんどん利息が上がっている状況のときにはあります。だけど、ずっと市から答弁があるように、満期まで持っていると、その含み損はなくなる。だから、2年の満期だったら、2年間だったら来年、再来年だよ。今回の愛西市は、30年後、僕が死んだ後だから、30年後しか満期にならないということであつたり……。

○議長（近藤 武君）

ちょっとあまり。

○4番（河合克平君）

ごめんなさい。

30年後にしかならなかったり、そういう超長期になっているので、それについては流動性がないということで結論づけていることなので、2年がいいのか、5年がいいのか、10年がいいのかというのは確かにありますけど、財政状況を考えて満期まで持っていれば損失が出ない期

間というのが、ある程度の期間というのは、それなりに合理的な期間というのはあると思いますので、ただ今回の愛西市の状況については、30年債、30年か40年間満期というのはちょっと合理性が欠けるんじゃないかというふうに思って、違法だという話をしているところであります。お願いします。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

馬淵紀明議員。

○1番（馬淵紀明君）

1点質問させていただきます。

地方自治法違反であることというところで、今の確実とか効率というところの明記されているというところの文章の後ですね、この言葉はよく出てくるんですけど、実際に既に損失が発生しており、運用体制自体が地方自治法違反に当たるというお話ですけれども、含み損は確定していない損失、未実現というの損失と考えると、現金化するまでは確定した損失ではないと考えるんですけど、この辺りの見解をお願いします。

○7番（吉川三津子君）

質問の趣旨があまりよく理解できていなくて、違っていたら申し訳ないですけれども、含み損が出る前には、売却しなければ損にならないからいいんじゃないかという御質問でよろしかったでしょうか。

そうではなくて、こういった含み損の負荷を得ないと現金化できないという基金の運用の仕方がよくないのではないかということで今回提案をさせていただいておりますけれども、そんな答弁でよろしいのでしょうか。

○1番（馬淵紀明君）

いや、現金化することによって含み損が発生するというので、これは未確定という、まだ現在。ただ、ここに書いているこれは、もう既に損失が発生しており、運用体制自体が地方自治法違反に当たるということで、これは地方自治法違反に当たるんでしょうか。今は未確定の部分の損失という話になっていると思うんですけども、この辺りのもう一度見解をお願いします。

○7番（吉川三津子君）

私自身は、その1点だけではなくて、この基金の運用全体の市の今後の必要な基金の取崩しとか、そういったことも考えずに積み立ててきている。それによって含み損で損害を受けながら取り崩さなければいけない可能性。だから、そういった確実性というところで欠けているので、地方自治法違反に当たるんだという趣旨で書かせていただきました。

○議長（近藤 武君）

ちょっと答弁大丈夫ですか、違う……。

○7番（吉川三津子君）

違ったら言ってください。

○1番（馬淵紀明君）

私は違うと思いますけど、議長の判断で。

○議長（近藤 武君）

趣旨がずれている答弁だと思いますが。

○7番（吉川三津子君）

もう一度言ってください、では。

○議長（近藤 武君）

馬淵議員、もう一度質問してもらっていいでしょうか。

○1番（馬淵紀明君）

ですから、この文章に書いてあるように、実際に既に損失が発生しているわけではないと思うんですね。含み損というのはあくまでも未確定ですから、今現金化しているわけでもないですし、そのような現状だと私は思うんですけども、これが運用体制自体が、吉川さんはこの部分だけじゃないというお話しですけども、こういうふうに書かれているので、これも違反に当たるという見解でよろしいですかという質問です。お願いします。

○7番（吉川三津子君）

売らなければ損失に当たらず、今現在損失は発生していないんだという御主張かと思いますが、現に現金化するに当たって損失が出ているような売却をせざるを得ないような状況になっています。そのような債券の購入の仕方が……。

○議長（近藤 武君）

吉川議員、今、馬淵議員は、文章に書いてある、実際に既に損失が発生しており、運用体制自体が地方自治法に違反しているのではないかという質問にお答えいただければと思います。

○4番（河合克平君）

答えます。

○議長（近藤 武君）

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

この損失が発生しているという点については、一般質問のときでも話をしましたけれども、また最後のくだりで、年間を通じて損失にならなければよいといったルールまで運用しているということは書いてありますけれども、実際に令和7年の3月だったかな、2億円の債券を、これは満期まで持たずに売却をしているんですけど、1,320万円の売却損があるというのは一般質問の中でも答弁をいただきました。ただ、全体の運用益からすると、1,320万を引くと損はありませんよという説明はありましたけれども、その1,320万円の損失が確定したという状況はありましたし、その確定していることについて、市民の税金が損をしているということにつながっているということについては確実性がないということについてのこの文章につながっているというふうに考えております。

○議長（近藤 武君）

自治法違反かどうかの話。違反かどうかも問われているので、その見解を。文章で書かれていることに対して質問をされていますので。

○7番（吉川三津子君）

また、これではいけないと言われてしまうかもしれませんが、含み損が出るような運用になっていること自体が確実かつ効率的な運用となっていないので、地方自治法違反に当たるという趣旨で書かせていただきました。

○議長（近藤 武君）

他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

他に質疑もございませんので、これにて質疑を終結いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・委員会付託の省略について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第16・委員会付託の省略についてを議題といたします。

議案第35号、36号及び諮問第1号並びに決議案第1号につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（近藤 武君）

御異議なしと認めます。よって、議案第35号、議案第36号及び諮問第1号並びに決議案第1号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第17・議案第35号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第17・議案第35号：愛西市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第35号を採決いたします。

議案第35号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第18・議案第36号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第18・議案第36号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）を議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

では、議案第36号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）について、賛成の立場で討論をいたします。

歳計現金、基金に関してはしっかりと管理をお願いしたいということを一言つけ加えるとともに、今回学校給食費の問題が出ました。何度も私は問題にできておりますが、格差です。全員の無償化をしたとき、今まで無償だった独り親、それから生活保護、低所得者、そういった方たちにプラスアルファのメリットがないというのは大変問題です。

今回、小学生、中学生の4月から10月にかけて、一般の人たちは3万1,000円から3万6,000円ぐらいの間で1人当たりの負担軽減というか利益を得ています。しかし、貧困世帯、リスクのある世帯については何らメリットがない。そんな状況でこの給食の無償化が進んでおります。こういった全体の無償化を進める場合、しっかり格差の問題を考えて、こういった方々にはプラスアルファの何らかの施策をこれから講じていただくことを要望いたしまして賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

[「議長」の声あり]

中村文武議員。

○3番（中村文武君）

それでは、補正予算につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

我々子育て世代にとりまして、本当に給食費の無償化、小学校だけではなく、やはり中学校

もというところでこれまで要望もございました。そして、今回3か月延長ということで、非常にありがたいお話かなというふうに思っておりますので賛成とさせていただきます。

一方で、いろんな質問の中で、給食のことにつきまして、例えば無償化だからカロリーが足りないとか、そういう話であるとか、先ほどの吉川議員の中で、低所得者はもともと無償化だから何のメリットもないというところの論点がかかなり飛躍しているというふうに思ひまして、それよりか、より多くの方に給食費の無償化を届けるほうがまだまだ市民全体のためになるかなというふうに思っておりますので、その論点を筋が違わないようにしっかりと多くの方にいうのも大事だと思います。

もちろん貧困世帯のというのは分かりますけれども、ごめんなさい、2か月無償化延長ということで訂正させていただきます。貧困世帯の方の苦しみ等はもちろんあると思いますが、そこをさらにメリットというよりかは、それは違う制度であって、給食費の無償化はより延長であるとか、対象を拡大するとか、それよりかは給食の単価を上げていくと。そして子供たちにしっかりと栄養、そして大きく育てていけるというようなところに予算をかけるのが妥当な政治だというふうに思っておりますので、その点も1点合わせてこの給食費無償化の賛成討論に加えまして御意見とさせていただきます、私の賛成討論とさせていただきますと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

私もこの議案第36号：令和7年度愛西市一般会計補正予算（第3号）については、賛成の立場で討論をいたします。

実際お子さんをお持ちの家庭からそういった声が届いているという事実はありますし、盛りつけの仕方で随分変わってくるんだという答弁があって、盛りつけの仕方については様々な工夫をされているということも分かりました。しかしながら、カロリーの充足率についても100%いっていないわけであって、それについてはどうそれを課題としてしていくかということについては、当然子供たちが健やかな成長をするためには必要なことだというふうに思いますので、そういった給食費の問題については、無償化しているから少なくなったんじゃないのというような、市民にそういった誤解を与えることのないようなしっかりとした体制を整えていただきたいということを要望して賛成といたします。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、議案第36号を採決いたします。

議案第36号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決決定といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第19・諮問第1号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第19・諮問第1号：審査請求に関する諮問についてを議題とし、討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[「議長」の声あり]

河合克平議員。

○4番（河合克平君）

では、諮問第1号：審査請求に関する諮問について、反対の立場で討論いたします。

もともと日本共産党議員団については、この分担金の在り方については、水道と同じような口径別にしたらどうかというようなことでの提案をしていた状況もあります。そういった点では、今土地に対して課税がされる、そういったものについてはいかななものかということを上げるところであります。

また、利益を享受するという点において、少し足りないというのか、納得してもらうについては足りない状況があるのではないかと考えます。先ほども答弁がありましたとおり、各地域で分担金の金額が違ったり、また愛西市の中でも住んでいる地域によって分担金が違ったり、また独自に自分で整えなければならないということが発生をしているということについては、しっかりとやはり反省を行って、そのことについての説明責任を行う文書の中で入れていくべきだというふうに考えます。それがあの中で、やはりしっかりと市民の方には納得をいただくということでの回答書であるべきだというふうに考え、反対とさせていただきます。

○議長（近藤 武君）

他に反対討論はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

[挙手する者なし]

賛成討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に、諮問第1号を採決いたします。

諮問第1号を適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、諮問第1号は適任と認めることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第20・選挙第4号

○議長（近藤 武君）

日程第20・選挙第4号：愛西市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選出いただきますのは、委員4名、補充員4名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長によって指名することに決定いたしました。

それでは、お手元の名簿（案）にありますように、選挙管理委員会委員に伊藤毅氏、安藤知男氏、清水利泰氏、品川倫子氏の4名、選挙管理委員会補充員に伊藤豊氏、馬淵秀子氏、菱田康雄氏、加藤小百合氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名をいたしました選挙管理委員会委員4名並びに補充員4名を当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員に伊藤毅氏、安藤知男氏、清水利泰氏、品川倫子氏の4名、選挙管理委員会補充員に伊藤豊氏、馬淵秀子氏、菱田康雄氏、加藤小百合氏の4名を当選人と決定いたしました。

ただいま選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました方々には、文書をもって会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第21・決議案第1号（討論・採決）

○議長（近藤 武君）

次に、日程第21・決議案第1号：債券問題第三者調査検証委員会設置を求める決議について討論を行います。

まず反対討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔挙手する者あり〕

中村文武議員。

○3番（中村文武君）

当決議案につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

先ほどいろいろ質問させていただきまして、地方自治法違反というところで読み込む限り、効率的という言葉について、少ない労力でより多くの成果を出すというところがありまして、

流動性の担保とやはり論点がずれているところかなというふうに思っていて、そもそも訴えの利益等がないのかなというふうに解釈をしております。

また、損失を出したことが地方自治法違反というような御主張もございましたが、一方、この1ポツの一番最後の段階で、今後損失を最小限にして流動性を確保できる見通しが示されていないというふうな意見のような主張もありますが、ここは損失を最小限にしてというふうなところで、自ら損失を出すというふうに読み取れるような御主張もされており、論理矛盾が起きております。

2ポツ目の副市長の決裁権というところで、副市長のところの書きぶりのところで、恐らく内規違反というふうに書くべきところを違う書きぶりに書かれているのではないかなというところ、また仮にこの市決裁規程が適用にならないものであってもというところで、この辺のところも主張が曖昧なところで、やっぱりよく理解できないところがありました。

公平性のある証券会社選択というところで、幾つかの証券会社で分けて購入されていたというところで、公平性のあるというところの主張がよく理解できなかったというふうなところもありますので、その辺の主張が曖昧なところもありますし、地方自治法違反というふうに書いてしまえば、例えば愛知県もたくさん基金含み損もありましたし、日本国も何兆円の含み損も起こっておりますし、こういったところで地方自治法違反まで書いてしまうということが私にとっては理解ができないというふうなことでございますので、この決議には賛成することはできないかなというふうに考えておりますので、以上の理由をもちまして、反対の立場で討論させていただきます。以上です。

**○議長（近藤 武君）**

他に反対討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、賛成討論の発言を許します。

御意見のある方はどうぞ。

〔「議長」の声あり〕

河合克平議員。

**○4番（河合克平君）**

では、今回の債券問題第三者調査検証委員会設置を求める決議について、賛成の立場で討論いたします。

理由については、様々反対者の方の意見や質問の中で出たところではありますけれども、議会の中でも疑問に思っていること、また市の運用についてどうなのかというふうに思っていることなど、たくさん多岐にわたるところがあるのではないかなというふうに考えるところであります。20年、30年塩漬けの問題とか、また副市長の決裁は1,000万円以上の決裁が本当に適切なのかどうかということ、また証券会社との取引は1社に限られていたのか、数社にあって、その取引する中でそれを決裁した人間との癒着はなかったのか、そういうことも含めてしっかりと検証すべきではないかということをお今回の決議案として出しているところであります。

令和7年2月6日の公金管理委員会の議事録では、先ほどからもずっと吉川さんの文書にも出ておりますが、過去に遡ると、委員会を行う前に会計管理者と副市長とで事前にある程度相談して決めた上で会議資料として示されると、実際に何がよいか分からないかはなかなか素人のメンバーでは判断できないという一文があったり、重要性の高い事項については市長へ報告を行うとあるが、重要性の高い事項の判断についてどう考えたらいいかということが必要だとか、検証は公金管理委員会の構成員だけでやっていくのか確認したい。退職された方はどうしようもないかもしれないが、まだいる職員から聞き取りを行う予定はあるのかという質問に、今までの状況を確認し、委員の中で検証を行う。一旦公金管理委員会としての結果を出して、その後必要があればまた次の段階に進むという形になると、第三者検証を予定しているのかのような文言もあるところであります。

また、債券は満期まで持っていれば全く問題ないが、安全性と流動性を確保した上で効率的に運用するという部分について、これまでの判断が当時の社会情勢から正しかったのか、また社会情勢が変わってきて、現状を踏まえた上で今後どうしていくかを考える必要がある。そのため、これまでの考え方の変遷を少し整理する必要があるなど、問題点は公金管理委員会さんの中で話がされておりますけれども、今の問題点などについては、やはりしっかりと検証結果の中に表れているかということについては、まだ不十分であろうと。

また、ホームページで公開されている検証結果の概略では、市の責任は明確ではなく、市民に対する説明責任を果たしたとは到底言えないと考えます。市民から預かっている大切な税金の運用として、26億円の含み損を発生させた基金の運用ということについては、市民からの理解も得られないし、行政を進める市の職員からの理解も得られないのではないかというふうに考え、到底許すことはできません。

しかしながら、それらの内容について、やはり市長に後から損失が出ていますという報告をしているような公金管理の皆さんではなくて、第三者の方々によるしっかりとした愛西市の公金管理の実態、また基金の運用状況というのをしっかりと検証していただく中で、今後の愛西市の将来の基金運用というのがより確実に担保されるのではないかというふうに考えるところでありますので、透明性と公開性のある第三者委員会をしっかりとつくっていただきたいということで、違法かどうかということが文言のところにありましたけれども、今回の運用についてやはりどうなのかということについては、市の人たちからではなくて、別の方からしっかりと愛西市の運用を検証していただいて、やっぱり公金管理の方の運用がよかったということになれば、それはそれでよかった話であって、しっかりと愛西市の債券問題については第三者検証委員会の設置を行い、そして今までの基金の運用、またこれからの基金の運用、しっかりとしたものとなっていくように、この決議を今回採決して市に求めていければというふうに考えますので、ぜひとも賛成をしていただきたいということを申し上げます。以上です。

〔「議長」の声あり〕

○議長（近藤 武君）

吉川三津子議員。

○7番（吉川三津子君）

先ほどいろんな質問をいただきました。つまりこの議員の中でも見解がみんな違うということが今の質問で分かったんだと思います。今回出した資料は、私たち4名が思った意見です。そうじゃないよという意見もあります。だからこそ、この検証委員会を開いて、今後どうしていくのか、それをしっかりと、この170億の基金をどう市民のために守っていくのかということを考えていくのが私たちの役割だと思いますので、ぜひこの決議には賛成し、市としての方針をしっかりと示すような会議が設置されることを望みますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（近藤 武君）

角田龍仁議員。

○11番（角田龍仁君）

それでは賛成のほうで討論させていただきます。

まず、これは基金の管理運用等に関する検証結果報告書というのが出されました。こちらは基本的に公金管理委員会、市側の報告書であります。やはり今、吉川議員、河合議員も言われたように、議員のほうからもしっかり検証する。また、全くの第三者、こちらからしっかり検証していただいて、今、地方自治法違反だとか、決裁規程だとか、そして国債は問題ないんだとか、そういったものも全て本当に全く関係ない第三者からしっかり検証していただく、そういったものを求める決議書であります。ぜひとも透明性、公平性を訴える形で皆さん考えていただいて、賛成していただきたいと思います。以上です。

○議長（近藤 武君）

他に賛成討論はございませんか。

〔挙手する者なし〕

これにて討論を終結いたします。

次に、決議案第1号を採決いたします。

決議案第1号を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、決議案第1号は否決と決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第22・議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第22・議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第23・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査について

○議長（近藤 武君）

次に、日程第23・議会広報特別委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会広報特別委員長から所管事務について、会議規則第109条の規定により閉会中に継続審査を要する旨の申出書の提出がありました。

お諮りいたします。議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員長からの申出のとおり、所管事務について閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（近藤 武君）

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

閉会前に、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

○市長（日永貴章君）

それでは、6月定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会に提案いたしました補正予算など各議案につきまして慎重な御議論をいただき、御議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

各議案につきましては、審議内容を十分に踏まえ、今後も対応してまいりたいと考えております。

また、いただきました御意見、御提案などにつきましては、今後の市政運営に生かせるよう慎重に検討してまいります。その中の一つであります道の駅周辺整備工事につきましては、令和8年度からの道の駅ふれあいの里H A S Uパーク全面供用開始に向け、魅力的な観光施設となりますよう準備を進めてまいります。

さて、市内のイベント、行事につきましては、御承知のとおり、7月26日、27日の尾張津島天王祭、8月2日、3日の各地区での納涼まつり、8月8日の平和祈念式など、例年どおり各種イベント、行事が予定をされております。議員各位におかれましては、大変御多忙かと思いますが、ぜひ御参加、御協力を賜りたいと思っております。

梅雨入りの時期となりましたが、ここ最近雨よりも高い気温が続いております。例年この時期は、日本各地で線状降水帯の発生による大雨による災害が発生をしております。本市といたしましても、日頃から防災意識を高め、万全な体制を整えてまいります。議員各位におかれましても、御理解、御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

結びに、これから本格的な夏に向かい、暑さが一段と厳しくなっております。体調管理には十分に御留意をいただき、それぞれの立場で御活躍されますことを御祈念申し上げ、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤 武君）

これにて令和7年6月愛西市議会定例会を閉会いたします。

午後0時27分 閉会

この会議録は、会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

愛西市議会  
議長

近藤 武

会議録署名議員  
第18番議員

竹村 仁司

会議録署名議員  
第1番議員

馬 淵 紀 明